

障がいのあるお子さんへの支援

心や身体にハンディのあるお子さんへの支援や給付を行っています。

各種手当について

特別児童扶養手当

20歳未満の重度・中度の障がい児を養育している方、血液などの疾病で日常生活において常時介護を必要とする児童を養育している方に支給します。

お問い合わせ先 障がい福祉課 ☎0568-85-6186

障がい児福祉手当

20歳未満で身体・知的・精神などに重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする方、血液などの疾病で日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。

お問い合わせ先 障がい福祉課 ☎0568-85-6186

難聴の補聴器
購入費等について

軽度・中等度難聴児補聴器給付

身体障がい者手帳の対象とならない軽度または中等度の難聴と診断された18歳未満のお子さんに対し、補聴器の購入費等を支給します(上限あり)。

お問い合わせ先 障がい福祉課 ☎0568-85-6186

発達に不安がある場合は

障がい者生活支援センター

発達に不安のあるお子さんについて、福祉サービスに関する相談や子育てに関することなどのご相談に応じます。

◆あっとわん

開館時間 午前9時30分～午後5時

休館日 土曜日、日曜日、祝休日、年末年始

所在地 中央台1-2-2 サンマルシェ南館地下1階

電話番号 相談専用ダイヤル ☎0568-91-5557

あゆみ相談(予約制)

発達に不安のあるお子さんの成長や発達について、保護者や学校関係者の方々がお持ちの疑問や悩みの相談に応じます。春日台特別支援学校または春日井市総合福祉センターの相談室のどちらかで相談を行います。

お問い合わせ先 春日台特別支援学校 地域支援部 ☎0568-41-8751

様々な訓練等を受けたい場合は

障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス等)

障がい児通所支援は、障がいのある(またはその可能性のある)お子さんが通い、日常生活のさまざまな能力を身につけていくためのサービスです。主なものとして、未就学児を対象とした「児童発達支援」と、学校に通っている児童を対象とした「放課後等デイサービス」があります。

利用するためには、障がい福祉課に申請し、支給決定を受ける必要があります。事業所情報はホームページをご覧ください。

ホーム>市民生活ガイド>福祉・介護>障がい福祉>

春育(発達に気になるお子さんの応援ガイドブック)を作成しました

お問い合わせ先 障がい福祉課 ☎0568-85-6213



障がいのあるお子さんへの支援